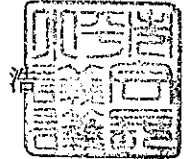




平議発第130号
令和7年12月17日

小平市長
小林洋子 殿

小平市議会議長 蛇川



文書質問書の送付について

このことについて、小平市議会基本条例第11条第1項の規定に基づき、別紙のとおり文書質問書が提出されましたので送付いたします。

なお、回答につきましては、令和8年1月7日までをお願いいたします。

小平市議会議長 虻川 浩 殿

会派名 一人会派と維新の会
会派代表者名 伊藤 央
質問者名 伊藤 央

文書質問書

小平市議会基本条例第11条第1項の規定により、次のとおり文書による質問をいたします。

1 質問の理由及び趣旨

小平市では、行政文書の開示請求者（以下、請求人）に対し、請求書控えが手渡されていない状況がある。請求人によれば、過去5年間で約100件の開示請求をしているが、1回を除いて、控えを受け取ったことがない。請求先は、教育委員会に対してのものが主だが、総務課に対してのものも含まれている。総務課からも控えについては受け取っていない。

控えについては、個人のスマートフォンで写真を撮影して保存している状況である。收受印入りの請求書控えについては「写真撮影をしてはいけない」と言われ、收受印の入った控えについては持っていない。

また、請求人自らが請求した請求書について確認が必要な場合、行政文書の開示請求を行うよう求められる。そのため、開示文書の入手まで約2か月近くを要することがある。一方で、請求人とは別の請求人が小平市に対し開示請求をした際には、收受印入りの請求書控えを受け取っているという事実を付記しておく。以下4点について、質問する。

2 質問項目

1. 請求書の控えを交付しない理由について

本人が窓口にて開示請求書を提出した際、請求書の控えを請求人に交付しない、あるいは收受印を押印した写しを交付しない場合があることが見受けられる。情報公開制度の趣旨は、行政運営の透明性を確保し、国民の知る権利を保障することであり、請求内容を請求人自身が記録として保持できないことは、後の補正対応や開示期限の管理を困難にさせ、請求人の権利を制約する一因となり得る。控えを交付しない、あるいは收受の証明を行わないことの具体的な根拠及び理由は、

2. 公平性について

請求人によって請求書の控えが交付される場合とされない場合が存在する。その理由は、

3. 收受（受付）の事実の確認手段について

情報公開に関する法律（または条例）に基づき、開示決定には原則として14日以内の期限が設けられている。請求書の控えや受領証が交付されない場合、請求人は「いつ、どのような内容で」請求を行ったかを客観的に証明する手段を失う。受領証や控えの交付を行わない運用とする場合、請求人が請求の事実を事後的に確認するための代替手段として、どのような方法を想定されているのか伺いたい。

4. 小平市行政不服審査会への請求書についても同様に請求書の控えや受領証を交付しない対応をしているとも聞くが、事実か。事実であれば、その対応をしている具体的な根拠及び理由は、



平総総収第228号
令和8年1月7日

小平市議会議長 虻川 浩 殿

小平市長 小林 洋



回答書

小平市議会基本条例第11条第1項の規定による伊藤央議員の文書質問について、次のとおり回答いたします。

- 1 請求書の受付時に控えを交付するなどの対応については、特別に定めがあるものを除き、統一的に定めたものはなく、公文書の公開請求書及び保有個人情報の開示請求書の控えを交付しない根拠についても明文化したものはございません。
理由につきましては、請求や補正の手続は、請求者の意思に基づきなされるものであり、請求者が内容を承知していない状況は発生しづらいこと、また、提出日についても請求者が提出したことを記録することなどの方法により対応できることから、請求者に請求書の控えを交付することや、收受の証明をすることは行っておりません。
- 2 請求者ごとに対応を変えている事実はございませんが、課によって対応が異なることがあるため、今後、対応方法について検討してまいります。
- 3 請求者が提出前に請求書のコピーをとることや、提出した内容や日付を記録することが想定されます。
- 4 1と同様に、審査請求は、審査請求人の意思に基づきなされるものであり、審査請求人が内容を承知していない状況は発生しづらいこと、また、提出日についても審査請求人が提出したことを記録することなどの方法により対応できることから、審査請求人に審査請求書の控えや受領証を交付することは行っておりません。